

令和元年（ネ）第2203号

控訴人

被控訴人

控訴理由書

東京高等裁判所部第5民事部 御中

令和元年7月24日

控訴人訴訟代理人

弁護士 平 岩 敬 一

同 喜 田 村 洋 一

同 松 延 成 雄

同 水 谷 渉

同 芝 野 彰 一

同 平 岩 桃 子

第1 はじめに

1 裁判官には、本件裁判がきわめて公共性・公益性の高い、わが国の社会に大きな影響を及ぼす裁判であることについてご理解頂きたい。

(1) わが国では、毎年約3000人、毎日、8人近い女性が子宮頸がんにより死亡し、それより多くの女性が子宮を失うことにより、子を生み育てる機会を奪われ、また、子宮の円錐切除術により、早産・流産や不妊症のリスクにさらされている。子宮頸がんの罹患率は、20才代後半から40才代前後までが高く、罹患者の多くは、出産可能な年代の女性である。子宮頸がんが、「マザーキラー」と呼ばれるように、幼い子どもを遺し、母親を奪い、その家庭が崩壊の危機に瀕するという深刻な事例も少なくない。近年、罹患率・死亡率ともに若年層で増加傾向にあり、人口減少が進むわが国にとって対策が急務である(丙90・91)。

(2) 子宮頸がんワクチン(以下「HPVワクチン」という)は、平成28(2016)年1月の時点で全世界130カ国以上で販売され、現在65カ国において国の予防接種プログラムが実施されている(丙91・12頁)。

わが国では平成22(2010)年度からHPVワクチン接種の公費助成が開始され、平成25(2013)年4月に予防接種法に基づき定期接種化された。しかし、接種後に慢性疼痛や運動障害などの多様な症状が報告され、わずか2カ月後の同年6月に接種の積極的勧奨が中止されたまま、6年目を迎えている。このため、HPVワクチンの接種率は、公費助成導入期の接種対象であった平成6(1994)年～11(1999)年度生まれの女子が70%程度であったのに対して、接種の積極的勧奨中止により、平成12(2000)年度以降生ま

れの女子では接種率が劇的に低下し、平成14年（2002）以降生まれの女子では1パーセント未満となり、先進国にあっては、わが国だけが、子宮頸がんのリスクに大きくさらされている（丙91・12頁）。

（3）WHOのワクチンの安全性に関する諮問委員会（GACVS）は、平成25（2013）年6月、翌26（2014）年2月及び同27（2015）年12月の3回にわたり、HPVワクチンの安全性に関する評価を発表し、そのすべての中でわが国の積極的接種勧奨の中止という政策について警告している。特に、平成27（2015）年12月17日の声明では、「若い女性たちは、本来予防可能であるHPV関連がんの危険にさらされたままになっている。不十分なエビデンスに基づく政策決定は、安全かつ効果的なワクチン使用の欠如につながり、真の被害をもたらす可能性がある」と、日本の状況を危惧し、強く警告している（丙92）。

また、専門学術団体15学会で構成される予防接種推進専門協議会は、平成28（2016）年4月18日、HPVワクチンの接種を推奨する根拠を示して、同ワクチンの接種を積極的に推奨している（丙92）。さらに子宮頸がんの治療を直接担当する日本産科婦人科学会は、国に対し4回に亘り科学的見地に立って、HPVワクチン接種の積極的勧奨の再開を強く求める声明を発表している。

2 本件裁判の本質

（1）本件は、被控訴人らの行ったマウス実験からは、何らの有意なデータや研究結果を導き出すことができないのに、被控訴人が、厚生労働省の成果発表会（以下「成果発表会」という）や全国ネットのTBS、ニュース23において、HPVワクチンと接種後の副反応との間に科

学的な因果関係があるかのように、客観的事実に反する誤った発表をしたことに対し（以下「被控訴人の発表」と記す場合がある）、控訴人が、HPVワクチンを接種しなかったために、毎日無すすべもなく死んでゆく女性の命や損なわれる健康を守るために、被控訴人の発表を厳しく批判し、「捏造」と表現したことが、名誉毀損に当たるか否かが問われている裁判である。

（２）国によるHPVワクチンの積極的勧奨後、接種を受けた少女達の多様な副反応報告があり、子宮頸癌ワクチン被害者連絡会（以下「連絡会」という）が結成され、連絡会とマスメディアによるHPVワクチン接種のネガティブキャンペーンが行われた。不随意運動（震え）をする少女のセンセーショナルなテレビ映像が繰り返し放映された。このような中で、厚生労働省（以下「厚労省」という）は、積極的勧奨を中止し、翌平成26（2014）年度、同27（2015）年度と、厚生労働科学補助金による「子宮頸がんワクチン接種後の神経障害に関する治療法の確立と情報提供についての研究」を行うこととした。その研究班（以下「池田班」という）の代表となったのが被控訴人であった。

（３）池田班の成果発表会は、平成28（2016）年3月16日厚労省において行われたが、同発表会において被控訴人は、マスメディアの前でスライドを示しながら、「脳の海馬と呼ばれている記憶の中核のところに、このHPVワクチンを打ったマウスだけ、こういう異常抗体がついている。すなわち、脳を攻撃する異常な抗体が、このマウスにはできたということがわかりました。このマウスの皮内の神経、こういうものですが、どの神経も壊れている。だからこのマウスは脳と末梢神経とを同時に障害を受けていそうだ」と発表し（丙37）、同日全国ネットで放映されたTBSテレビのニュース23では、事前に収録

されたニュースの中で、「子宮頸がんワクチンを打ったマウスだけ、どうも脳ですね、えー海馬といって、記憶の中枢があるところに、異常な抗体が沈着して、海馬の機能を障害していそうだ。」「これらは明らかに脳に障害が起こっているということですね。ワクチンを打った後こういう脳障害を訴えている患者さんの共通した客観的所見がこうじゃないですかということを提示できている」と厚労省における成果発表会と同様の発言をしている（丙79の3、2頁下線部分）。

厚労省の成果発表会、全国ネットのニュース23という、社会や世論に対して影響力の大きな場でなされた被控訴人の不適切な発表が、HPVワクチンと接種後の副反応との間に因果関係があることが科学的に証明された。薬害である。と国民に衝撃的に受け止められたことは当然である。被控訴人の発表の4か月後に、子宮頸がんワクチンの接種が薬害であるとする国家賠償訴訟が提起されたことから、被控訴人の発表の影響力は大きく、この発表後にHPVワクチンの接種を控える決断をした女性が多数いたであろうことは想像に難くない。また、国家賠償請求訴訟が提起されてから2週間後に控訴人への裁判が提起されたことからしても、本件裁判と国家賠償請求訴訟との関連が強く推認される。

同年6月28日以降、国立保健医療科学院の厚生労働科学研究成果データベースには、「専門的・学術的観点からの成果」として「子宮頸がん（HPV）ワクチン接種後脳障害が起こるのか？我々はNF- κ B p50欠損マウス（自己免疫疾患を生じ易い個体）にインフルエンザ、HPV、B型肝炎の3種類のワクチンを接種して脳を検索した結果、HPVワクチン接種後マウスにのみ脳にIgG由来の自己抗体が沈着していることが見出された。また沈着部位は側頭葉中心であった。本マウスはHPVワクチン接種後記憶障害を訴えているヒトの病態解

明のモデルになる可能性がある。」と掲載されている（甲 10、2 頁）。このデータベースは、掲載希望者が、書式に書き込んで申請する方式がとられていることから、被控訴人の発表と同旨の認識がデータベースとして記載されているものと評価できる（丙 93）。

しかし、今日まで、世界各国及びわが国において、HPV ワクチンと接種後の副反応との間に因果関係があるとする科学的なエビデンス（証拠）はない。

さらに、被控訴人は、成果発表会において、ワクチン接種後、脳機能障害が起きている患者の 8 割弱で、免疫システムに関わる遺伝子が同じ型だったとの分析結果を公表し、翌日の毎日新聞は「子宮頸がんワクチン、健康障害、患者 8 割、同じ遺伝子」と報じている（乙 6、丙 65）。被控訴人は、科学者であれば、当然に知悉しているはずの遺伝に関する基本的な理解を欠き、あるいはそれと知りながら、副反応を訴える少女達の遺伝子頻度と遺伝子保有率を混同して発表したが（甲 1、41 頁図参照）、このような初歩的な誤りをしたこと自体、被控訴人が HPV ワクチンと接種後の日本人に特異的な副反応との間に因果関係があることを証明したいという意図を有していたことを窺知させる。

- （4）控訴人は、副反応を訴える少女達の映像に衝撃を受けたことがきっかけで、HPV ワクチンの取材を始めていたが、被控訴人の厚労省における成果発表会の内容及びニュース 23 の映像を見て大きな衝撃を受けると同時に、それが真実であるか否かについて疑問を持ち、取材を重ねた。その結果、被控訴人の発表が科学的エビデンスに基づかず、客観的事実に反すると確信し、被控訴人は、国民に HPV ワクチンの接種と接種後の少女達の諸症状との間に因果関係があると誤信させようとしていると強く感じ、被控訴人の発表を「捏造」にあたると、厳

しく批判的に記述したものである。

- (5) 一方、被控訴人が所属していた信州大学は、成果発表会において、同大学に所属する研究者が発表した内容について、報道機関等から研究活動における不正行為の疑いが指摘されたことから、予備調査、続いて本調査委員会を設置して調査にあたった（丙2、1頁）。

調査の結果、「本件マウス実験は、ワクチン等を接種したNF- κ B p50欠損マウス（以下「欠損マウス」という）そのものの接種後の様子や接種後の脳組織における自己抗体の沈着を観察したものではなく、接種マウスから血清を採取し、これを無垢のマウス等の脳組織に反応させる手法が採られていた。したがって、本件マウス実験は、HPVワクチン接種による副反応を調べるという意味においては、いわば実験室的な実験である」。「また、本件マウス実験の結果が、実験区ごとに各1匹のマウスから採取された血清を用いたものであることが確認されたことから、本件マウス実験は、いわゆる『予備的な実験』である」とした。さらに、欠損マウスから採取された血清を用いて再実験を行なったが、その結果、いずれの検体についても無垢のマウスの脳組織との反応を認めることはできなかった（丙2、1頁）。このような検討の結果同委員会は、「本件マウス実験の結果が科学的に証明されたかのような情報として社会に広まってしまったことは否定できない」また、ニュース23の発言についても、「その実験結果が科学的に証明されたかのような印象を与えてしまった。」と認定し、被控訴人に対し、「本件マウス実験の結果が予備的な段階のものであることを適切な方法をもって明らかにすること、その根本的な修正には、再現実験による科学的検証が不可欠である。そして科学的な証明に耐える数の欠損マウスを用意したうえで、HPVワクチンを含むワクチン等を接種する初めの段階からの検証実験の実施と、その結果の公表を求めて

いる（丙 2・2 頁）。

- （6）なお、信州大学の調査委員会は、調査結果として、同大学の規定に定める研究活動における不正行為及びガイドラインに定める特定不正行為は認められなかったとするが（丙 2，1 頁、3 調査結果）、これは、本件マウス実験自体には、「データをねつ造したり、改ざんしたりした形跡は認められなかった」と認定しているだけで（丙 2・1 頁）、その後の被控訴人の発表については、前述のとおり、これを厳しく批判している点で、控訴人の批判と本質的に異なるところがない。

後に詳述するように、国の研究班を代表する学者である被控訴人が、真実は、HPV ワクチンを「打っていない」正常マウスの脳の切片に、HPV ワクチンを接種した欠損マウスの血清を振りかけて撮った写真なのに、HPV ワクチンを「打った」欠損マウスだけに、脳を攻撃する異常な抗体が沈着し、脳に障害が起っている。ワクチンを打った後、脳に障害を訴えている患者さんの共通した客観的所見がこうではないかという発表をすれば、受け手である国民が、HPV ワクチンと接種後の副反応との間に科学的な因果関係があると誤信することは明らかである。このような事実を前提に、医師・ジャーナリストである控訴人が、国民の間に広がってしまった誤解を收拾するために、被控訴人の発表を「捏造」と表現することは、毎年約 3 0 0 0 人の女性が死亡しているという現実、その公益性、公共性に鑑みても、正当と評価されるべきである。

3 子宮頸がんは、予防可能な感染症の一つである。

- （1）医学の進歩は、感染症の制圧の歴史と共にあったと言われる。ペスト・コレラ、インフルエンザにより多くの人命が失われたという歴史を人類は共有している。しかし、細菌やウイルスの発見、抗生剤や抗

ウイルス薬の開発に続いて、ワクチンが開発されたことで、予防可能となった。子宮頸がんもその一つである。

- (2) 子宮頸がんは、子宮の入口付近（子宮頸部）から発生するがんであるが、その原因は、ヒトパピローマウイルス（以下「HPV」という）感染であることがドイツのツア・ハウゼン医師により証明され、同氏は平成20（2008）年、ワクチン開発をはじめとする病気と治療に貢献したことが評価され、ノーベル医学・生理学賞を受賞している。
- (3) HPVは、一度でも性交渉の経験がある女性ならば一生に一度は感染すると言われているウイルスである。HPVワクチンの有効性は各国のデータから示されており、HPVワクチンが導入された平成19（2007）年からの3～4年間で、子宮頸がんの前がん病変の発生率が大幅に減少していることが、複数の国々から報告されている。一方、わが国では、子宮頸がんによる死亡率が平成7（1995）～平成17（2005）年で3.4%増、平成17（2005）～平成27（2015）年で5.9%増と予測され、増加傾向が加速している（丙92）
- (4) HPVワクチン接種後の有害事象に関しては、わが国における約890万接種のうち、副反応疑い報告が2584人（のべ接種回数の0.03%）であり、そのうちの約90%が回復または軽快して通院不要となっている。未回復の186人（のべ接種回数の0.002%）は、10万接種あたり2人にあたる。またフランス等の大規模な調査によると報道等で問題となっていたCRPS（複合性局所疼痛症候群）、POTS（体位性起立性頻拍症候群）、自己免疫疾患の発症率は、HPVワクチン接種者と一般集団で差がみられないことが示されている（丙92・2頁、第2）。

わが国でも平成27（2015）年に7万人超を対象に実施された

ワクチン接種者と非接種者との間での副反応の発症率の差を調べた「名古屋子宮頸がん予防接種調査」の最終結果が発表されているが、被害者連絡会や一部の医師から接種後の症状であると指摘され、メディアでも報じられていた、痙攣や慢性疼痛などの24症状とHPVワクチン接種との間には、因果関係が認められなかった。同調査は、被害者連絡会愛知支部が、名古屋市長に調査を要望したことを受けて、大規模な全例調査を実施したものであり、接種者と非接種者との間に有意な発症率の差が出るものと考えられていたが、有意な差は出なかった。つまり、HPVワクチンと接種後の副反応との間に因果関係がないことは国内のデータからもはっきりと確認されていると言える（丙94）。

WHOは、HPVワクチン接種により、救える女性の命と守ることができる女性の健康という利益と他のワクチンと同程度の低率な副反応のリスクとを秤にかけて接種を強く推奨し、諸外国もこの道理を理解して接種を積極的に行っているものである。厚労省の積極的勧奨をしないという対応が、接種後の被害を訴える国家賠償訴訟や、本訴の敗訴判決により、影響を受けていることを強く懸念するものである。

第2 本件マウス実験について

1 本件マウス実験の特色は以下の4点である。

- （1）本件マウス実験は、有意なデータや結果を導き出すことはできないデザインのものである。
- （2）しかるに本件では、「脳の海馬に・・・抗体が沈着した」というデータを示すスライドが存在する。
- （3）原告は、原告の厚労省の成果発表会における発表及びNEWS23における発言では、「・・・子宮頸がんワクチンを打ったマウス

に異常抗体が沈着していそうだとしている。

(4) 信州大学の本調査における再現実験では再現結果が得られていない。

2 本件マウス実験は、有意なデータや結果を導き出すことはできない実験である。

(1) 標本数が1個しかない ($N=1$ である)

ア サイエンスにおける $N=1$ の意味

北海道大学の中谷宇吉郎教授の名著「科学の方法」(岩波新書、1958年、丙95・17頁)によれば、科学とは「再現可能の現象を、自然界から抜き出して、それを統計的に究明していく」性質の学問であるとされている。 $N=1$ は科学ではない。

科学界において、 $N=1$ の動物実験で得られた実験データをもとに何らかの研究結果を公にすることは考えられず、 $N=1$ のデータはそれがたまたまおこったのか、あるいは再現可能なデータであるのか判断できず全く意味がない(丙74の4・柳沢意見書・5頁20～23行目)。

よって、標本数が1であれば、それは単なる1個体の欠損マウスの観察日記に過ぎず、サイエンスではない。

イ 信州大学の調査委員会は $N=1$ を認定している

信州大学の調査委員会によれば、実際に無垢のマウスの海馬に反応させたのはそれぞれの実験群からわずか1匹ずつであった(丙85・3頁1～7行目、丙88・7頁10行目)。したがって、無垢のマウスの海馬の組織染色のデータは1匹分のものしかなく、信州大学の調査委員会の最終報告書でも「本件マウスの実験結果が各実験区ごとに各1匹のマウスから採取された血清を用いたものであることが確認されたことから・・・」とされており、明確に $N=1$ が認定されている(丙2・

1 頁下から 19 行目)。

ウ A 氏自身も N=1 をみとめている

A 氏は、「私が、免疫組織科学染色法による画像スライドをマウス 1 匹分しかできなかったことについて、複数の NF- κ Bp50 欠損マウスの血清サンプルがあるならそのすべてについて免疫染色による画像を撮影すれば良かった等と指摘されましたが、私にとっても医局員らにとっても、業務が多忙を極める中での実験でしたから、そのような時間的な余裕はとてありませんでした。」と陳述書に記載し、無垢のマウスの海馬の切片に血清を振りかける免疫組織染色法を 1 匹でしか実施できなかったことを認めている (丙 2 4・4 頁 23～28 行目)。

(2) 他のワクチンでも緑色に光った画像がある

ア A 氏も HPV ワクチン以外の血清を振りかけた画像でも緑色に発色した画像があることをみとめている。

A 氏は、平成 28 (2016) 年 6 月 3 日の取材時にも、HPV ワクチンを投与したマウス以外にも緑色に光った海馬の画像があると発言し (乙 7 の 2・32 頁)、さらに、証言でも、HPV ワクチン以外のワクチンでも同じくらい緑に染まった海馬の画像があったことを認めている (■証言・20 頁)。

したがって、緑色に発色したことは、HPV ワクチンを接種した欠損マウスに特有の反応ではなく、欠損マウスの加齢により自然に産出された自己抗体である可能性が高い。つまり、HPV ワクチンを投与した欠損マウスの血清に陽性反応が見られたとしても、副反応との因果関係は証明されていない。

イ 欠損マウスでは自然に自己抗体ができること

欠損マウスは、ワクチンを接種しても接種しなくても、加齢により自己抗体を産生し神経変性がおきやすいマウスであり、このことは A 氏

自身も認めている（乙 7 の 2 ・ 3 2 頁、A 氏証言調書 8 頁）。

前述のとおり、このマウスを用いたデザインの実験から得られるデータは何ら科学的意味をなさない。

被控訴人は、成果発表会において、「このマウスの皮内の神経・・・どの神経も壊れている」末梢神経に障害を受けていそうだと述べているが、神経変性がおきやすい欠損マウスであるからこの発言には何の意味もない。

ウ「沈着」していないこと（甲 5 号証の写真の評価）

被控訴人は、「サーバリックスだけに自己抗体（IgG）沈着あり」と発表しているが（甲 4 ・ 59 枚目スライド）、自己抗体の「反応」があったというだけで、「沈着」ではない（丙 2）。被控訴人が根拠として示すスライド（甲 4 ・ 59 枚目の画像）で確認できるのは、血清中に自己抗体があるということだけである。

「沈着」とは自己抗体のタンパクが脳海馬の組織に結合することであり、「沈着」と評価できるためには、実際に HPV ワクチンを投与したマウスの脳を解剖したデータが必要であるが、そのようなデータは存在しない。

末梢神経についての解剖写真（甲 4 ・ 6 0 ～ 6 1 枚目のスライド）は、被控訴人が作成し、海馬に血清をふりかけただけの写真と合わせて、「だからこのマウスは脳と末梢神経とを同時に障害を受けていそうだ」（丙 3 7 ・ 最終行）と発表しているにすぎない。

第 3 控訴人の記事は民事不法行為である名誉毀損を構成しない

1 控訴人の記事が伝える意味～控訴人が用いた「捏造」の語が示す内容

（1）控訴人が執筆した本件雑誌記事（甲 1）及び本件ウェブ記事（甲 2）

では、「捏造」という語が用いられている（以下、本件雑誌記事及び本

件ウェブ記事を「本件記事」と総称するときがある。)

この言葉が何を示すかについて、被控訴人は、「捏造」という語は、研究活動の不正行為等の定義である「存在しないデータ、研究結果等を作成すること」(「研究活動の不正行為への対応に関する指針」)を示すとして、本件においては、「原告が本研究班のマウスを使った動物実験に関してねつ造行為、具体的にはマウス実験について存在しないデータや研究結果等を作成した事実」を指すとしている(原判決10頁参照)。

また、原判決は、控訴人の本件記事について、「本件研究についてねつ造であるという、研究者にとって致命的ともいえる研究不正の存在を告発する趣旨の記事」(原判決45頁)と呼び、「捏造」は研究不正を指しているかのように認定している(研究不正の具体的内容は、被控訴人の主張する「存在しないデータや研究結果等の作成」を指していると考えられる。)

しかし、本件記事で述べられた「捏造」とは、「存在しないデータや研究結果等を作成した事実」を指しているものではない。このことは、本件記事において「捏造」がどのように用いられているかを、記事の文章に沿って検討すれば、直ちに明らかとなる。

(2) 本件雑誌記事(甲1)において「捏造」という語は、以下の5箇所で用いられている(理解の便宜のため、「**捏造**」の語をゴシック体にした。)

①「研究者たちはいったい何に駆られたのか

子宮頸がんワクチン薬害研究班

崩れる根拠、暴かれた**捏造**」

②「しかし、3カ月に及ぶ取材で明らかになったのは、信じがたい**捏造**行為の存在だった。」

③「手渡した資料には子宮頸がんワクチン以外のワクチンでも強く緑色に染まった画像が何枚もあった。しかし、池田教授は、子宮頸がんワクチンでよく光っている写真と他のワクチンで光っていない写真が組み合わさったスライドだけを発表したのだという。これは重大な**捏造**である。」

④「チャンピオンデータとは、仮説にとって都合の良いデータのこと。科学に求められるのは、結果を代表する意味を持つデータであり、チャンピオンデータで議論を進めるのは紛れもない**捏造**である。」

⑤「それぞれの立場と動機から、**捏造**に手を染める研究者たち——これが国費を投じた薬害研究班の実態だ。」

また、本件ウェブ記事（甲２）において、「**捏造**」の語は、以下の３箇所 で用いられている。

⑥「子宮頸がんワクチン研究班が**捏造**

厚労省、信州大は調査委設置を

利用される日本の科学報道（後編）」

⑦「不自然な実験内容、池田教授のテレビでの表現、すぐ出せるはずのオリジナルスライドを一切出さなかったことなどを総合すると、これは『子宮頸がんワクチンを打ったマウスの脳に障害が起きた』と言うために造られた実験であり、“**捏造**の意図”があったと結論付けざるを得ない。」

⑧「それぞれの立場と動機から、**捏造**に手を染める研究者たち——これが国費を投じた子宮頸がんワクチン薬害研究班の実態だ。」 1

上記８つの箇所のうち、「捏造」の具体的内容に触れているのは、上記③と④だけであり、それ以外の箇所では、「捏造」の語が被控訴人

のどのような行為を対象にしているかは、具体的には述べられていない。③及び④以外の箇所は、子宮頸がんワクチン薬害研究班ないしその池田班の班長である被控訴人を批判するにあたって、研究班ないし被控訴人の行為は捏造と評価されるべきであるとしたものであり、具体的な事実を摘示するものではない。²

2 チャンピオンデータで議論を進めることと「捏造」

(1) まず、上記の④について、「捏造」という語が何を意味しているかを検討する。

注意すべきは、控訴人がここでいう「捏造」の語は、被控訴人が主張するような、「存在しないデータや研究発表等を作成した」という意味で用いられてはいないということである。

具体的にいえば、上記④は、「チャンピオンデータで議論を進めるのは紛れもない捏造である」としているが、ここで控訴人は、「チャンピオンデータと呼ばれるようなデータが真実は存在しないにもかかわらず、被控訴人は、あたかもそのようなデータが存在するかのようになり上げた」と主張しているわけではない。

¹ この8箇所は、被控訴人が名誉毀損箇所として指摘する10の記述（原判決7～8頁参照）とほぼ一致する。被控訴人が指摘し、上記8箇所に含まれないのは、本件記述⑦（「しかし、池田教授はこの組み合わせのスライドだけを選んで公表した」と本件記述⑧（他のワクチンでも強く光っている写真がたくさんあったのに、池田教授は、子宮頸がんワクチンでよく光っている写真と他のワクチンで光っていない写真が組み合わさったスライドだけを発表した））である。しかし、この2つは、上記の③（本件記述③）で触れられている内容とほぼ同趣旨である。結局において、上記①～⑧を検討すれば、被控訴人がいう名誉毀損箇所についてすべて触れたことになる。

² 原判決は、本件記述①、同②、同⑤、同⑥、同⑩は、「〔池田班の〕研究代表者である〔被控訴人〕が、本件研究において、何らかの理由により研究結果のねつ造を行っていたという事実」（本件摘示事実C）を摘示するものとする（原判決37～38頁）。そして、その「ねつ造行為の内容」は本件記述③の示す事実（本件摘示事実A）であるとしているのであるから、結局において、上記の③（本件記述③）を検討すれば足りるのであり、本件記述①、同②、同⑤、同⑥、同⑩について独立に検討する必要はないこととなる（本件記述⑦、同⑧については、前掲註1参照）。上記⑦（本件記述⑨）については、後に検討する（後記7参照）。

チャンピオンデータと呼ばれるようなデータが存在する（換言すれば、チャンピオンデータとされるものの数値等のデータそのものは正確である）ことは認めたいうえで、しかし、「そのようなチャンピオンデータを基にしてある結論を導き出すことは科学的にはできない」ということを述べているのである。

本件雑誌記事（甲１）では、④として上に引用した箇所に続けて、「チャンピオンデータとは、言ってみれば１００人に１人しか成功しないダイエット法で減量に成功した一個人のデータや写真のようなもので、そこには再現性も統計的意味もない。チャンピオンデータは、科学ではなく宣伝である」と述べられている。

ここで明らかなように、控訴人は、「チャンピオンデータとされるデータそれ自体が存在しない（あるいは虚偽である）」と言っているのではない。控訴人の出した例でいえば、減量に成功した一個人のデータは正確なのであろうし、減量の前後を写した写真も存在するのであろう。

しかし、問題は、データそのものが存在するか、あるいは正確かどうかではなく、そのデータを用いて科学的に何らかの結論を引き出すことができるかということである。控訴人は、この点について、チャンピオンデータには「再現性も統計的意味もない」のであるから、これを根拠に結論を引き出すことは出来ないとした。それが、「チャンピオンデータは、科学ではなく宣伝である」ということである。

このように、「チャンピオンデータで議論を進めるのは紛れもない捏造である」と控訴人が述べたのは、「チャンピオンデータを基として結論を引き出すことは科学的な論証ではない。科学でないものを科学であるかのように取り扱い、何らかの科学的な結論が得られたとすることは、非科学を科学と呼ぶことにほかならない。それは『捏造』と呼ばれるものである」ということである。

(2) この点を本件について見ると、被控訴人が成果発表会で公表し、さらにはテレビで発表した内容は、マウスの実験結果から引き出されたものであるが、この実験で用いたマウスは僅か1匹であった。この実験結果は、再現性も統計的意味もないのであり、この実験結果から、科学的な結論を導くことはできない。そうであるにもかかわらず、被控訴人が、不十分なマウス実験から、科学的な一定の結論が得られたとして、専門家だけでなくマスコミも同席した成果発表会でこの結論を公表し、さらには一般国民が視聴するテレビで紹介したことについて、控訴人は、到底、認めることができないと考え、「捏造」と呼んだのである。

第2で述べたとおり、 $N=1$ の本件マウス実験は、科学の名に値しないものである。原判決も認めるとおり、「[本件マウス実験は] 予備的な実験であって、これにより有意な実験結果を得ることは不可能」(原判決24頁)である。実験を実施したA氏も、控訴人の取材において、「私、『学会発表はだめだ』って言ってますから」「[学会発表やる] 段階じゃない。こんなものは」(原判決68頁参照)、「内輪の、クローズド・ミーティングのときは、(パイロット実験で得られた結果について、発表することも)『いいですよ』って、私、言ってんだけど。」「ファイナルというか、クローズド・ミーティングで表に出ないもんだったらば、プレゼンは、いいんじゃないですかと。その中に。」と述べていた。さらには、クローズド・ミーティングであれば発表もよい(逆にいえば、そのようなミーティングでなければ発表してはならない)ということは、塩沢教授にも伝えていたのであり(原判決70頁参照)、このことは、被控訴人にも伝わっていたと考えられる。

しかし、被控訴人は、平成28(2016)年3月16日、通常は非公開で行われていたが、このときは公開で行われた成果発表会で、本件

マウス実験の結果を公表し（原判決26～27頁）、さらにはテレビにおいて一般国民を相手に、これと同趣旨の内容を明らかにしたのであり、A氏の注意は何ら顧みられることがなかった。

（3）N＝1の本件マウス実験から科学的な結論は導き得ないということは、科学者であれば誰でも理解している。

であるからこそ、信州大学による本調査は、特定不正行為は認めなかったものの、「池田教授が本件研究活動において、研究代表者として、科学的な議論と意思疎通をはかる努力をしていれば、公表される前の段階で誤りが是正され、今回のような研究上の不正の疑いは生じなかった可能性が高かったといえる」としたうえで、「〔成果報告会〕の際に使用したスライドには、本件マウス実験の結果を断定的に表現した記述や抗体の『沈着』という不適切な表現も含まれていたことから、後になって本件マウス実験の結果が科学的に証明されたかのような情報として社会に広まってしまったことは否定できない」とした。そのうえで、調査委員会は、被控訴人に対し、「まず、本件マウス実験の結果が予備的な段階のものであることを、適切な方法をもって公に明らかにすることを求める。また、こうして本件マウス実験に関する誤った情報が社会に広がってしまった以上、その根本的な修正には再実験による科学的検証が不可欠である。・・・科学的な証明に耐えうる数のN F - κ B p 5 0 欠損マウスを用意したうえで、H P Vワクチンを含むワクチン等を接種する初めの段階からの検証実験の実施と、その結果の公表」を求めたのである（丙2・2頁）。

このように、信州大学の本調査によって、「本件マウス実験の結果が科学的に証明されたかのような情報として社会に広まってしまった」「本件マウス実験に関する誤った情報が社会に広がってしまった」と認定され、被控訴人に対しては、「本件マウス実験は科学的な証明に耐

えるものではないのであるから、これに耐えうる検証実験を実施する」よう求められたが、被控訴人はこれを実行していない。

さらに、被控訴人は、「確定的な結論を得たかのような印象を与える発表」を本件成果発表会やマスメディアに対して行ったことを原因として、学長嚴重注意処分となり、平成28（2016）年12月14日付けで、医学部教授についても辞任した（原判決35頁）。

このように、本件マウス実験の結果が予備的な段階のものであったにもかかわらず、この実験によって確定的な結論を得たかのような印象を与える発表を成果発表会やマスメディアに対して行うことは、学長嚴重注意処分の対象になるような行為である。被控訴人は、この処分によって、最終的には大学教授の身分を失うことになったのであり、成果発表会やマスメディアに対する発表が著しく不適切なものであったことは明らかである。

控訴人は、被控訴人のそのような行為をとらえて、「紛れもない捏造」と呼んだのであり、これが被控訴人の行為の評価として相当性を欠くものでないことは上に述べてきたことから明白である。

（4）ところが、原判決は、上記④が摘示する事実（原判決のいう本件摘示事実B）の重要な部分は、被控訴人が自分の仮説にとって都合の良いチャンピオンデータ（仮説にとって都合の良いデータ）で議論を進めている事実である（原判決37頁）としたうえで、被控訴人が塩沢教授から受け取ったスライドが1枚しかなかったことなどから、このスライドはチャンピオンデータに当たらないとして、その真実性を認めなかった（原判決46～47頁）。

しかし、これは上記④における控訴人の批判を全く誤解したものである。控訴人がチャンピオンデータに基づく議論を批判したのは、④の引用部分の直前で述べているとおり、「科学に求められるのは、結果を

代表する意味をもつデータ」であるにもかかわらず、チャンピオンデータは「再現性も統計的意味もな〔く〕」、これに基づく議論は科学ではないからである。

被控訴人が受け取ったスライドが1枚しかないから、これはチャンピオンデータに当たらないとした原判決は、上記④における被控訴人に対する控訴人の批判を正解しないものと言うほかない。

3 本件スライドの使用と「捏造」

(1) 次に、上記③における「捏造」を検討するが、ここでも控訴人の批判の構造は上記④と全く同じである。

控訴人は、本件雑誌記事に、「手渡した資料には子宮頸がんワクチン以外のワクチンでも強く緑色に染まった画像が何枚もあった。しかし、池田教授は、子宮頸がんワクチンでよく光っている写真と他のワクチンで光っていない写真が組み合わさったスライドだけを発表したのだという。これは重大な捏造である。」と書いたとき、被控訴人が、実際には存在しない、虚偽のスライドを作り出したということを言っているわけではない。

成果発表会で示された資料（スライド）については、この資料が存在すること自体はそのとおりである。インフルエンザワクチン及びB型肝炎ワクチンを接種したマウスから採取した血清を別のマウスにふりかけたときは緑色に発色せず、HPV（子宮頸がんワクチン）を接種したマウスから採取した血清を別のマウスにふりかけたときは緑色に発色したという例はあったのであろう。血清をふりかけたそれぞれのマウスについて撮影した写真は存在したのであろうし、これを1枚にまとめて一目瞭然に比較できるようにしたスライドも存在したのである。

これらは、前述のダイエット法の例でいえば、「減量に成功した一人のデータや写真」に該当する。しかし、そのようなデータがあっても、それによって科学的な結論を導くことはできないのである。

(2) もともとこのマウスの実験は、対象マウスが1匹しかいなかったのであるから、この実験結果から結論を引き出すことは科学的には不可能である。この点は、上に述べた「チャンピオンデータで議論を進めるのは紛れもない捏造である」と同様である。

(3) しかし、プロGRESSミーティング、成果発表会で使われた写真、スライドについてはさらに別の問題がある。マウス実験を行い、写真を撮影したのはA氏であり、複数の写真をまとめて1枚のスライド（A氏作成スライド）を作成したのもA氏である。同氏は自らが行ったマウス実験の結果を、平成27（2015）年12月28日のプロGRESSミーティングで発表し、このミーティングには被控訴人（及び塩沢教授）らが出席した。

このプロGRESSミーティングでA氏は、マウス実験の結果を発表し、その際にはA氏作成スライド（子宮頸がんワクチンを用いた場合だけ緑色に発色している結果が示されている）が用いられたが、そのような場合だけではなく、子宮頸がんワクチンを用いた場合はもちろん、インフルエンザワクチン及びB型肝炎ワクチンを用いた場合にも緑色に発色した例があることが報告された。

この結果を見て、被控訴人は、A氏に対し、「B型肝炎ワクチンを用いた場合にも緑色に染まっている」旨を指摘した。そのような指摘を受けて、A氏は、被控訴人に、「もともとそういう変性マウスだから染まります」と答えている。³

このように、控訴人は、プロGRESSミーティングにおいて、子宮頸がんワクチンだけでなく、他のワクチンを用いた場合にも緑色に発色

した例があることを認識し、なぜそのようなことになるのかについての理由をA氏に質し、変性マウス（欠損マウス）であるからという説明を受けている。

（4）A氏は、インフルエンザワクチン及びB型肝炎ワクチンでは緑色に発色しないが、HPVでは緑色に発色するように、血清の希釈倍率を変え、その結果を写真で撮影している。⁴

インフルエンザワクチン、B型肝炎ワクチン、HPV、PBS（生理食塩水）を用いた4匹のマウスの結果を1枚のスライドにしたのはA氏であるが、A氏がなぜこのような結果をまとめたスライドを作成したのかその理由は不明である。⁵

（5）いずれにせよ、被控訴人は、子宮頸がんワクチンだけでなく、イン

³ A氏は、控訴人の取材において、以下のように答えている。

A氏：あのう、例えばワクチン、あのう、子宮頸がんワクチンを打ったところだけが、ドラマチックに緑色になるっていうこともあるんだけども。

大江：うん、うん、うん。

A氏：ただ元々なるから、他のマウスでも緑色に染まることありました。

宮川：うん。

大江：うーん。

A氏：だからパイロット実験をプレゼンしたときに、「先生、そう言うけども、HBVのところ、緑色に染まってんじゃない」って言われると、「そうなんだ。そりゃそうだよ」って。「もともとそういう変性マウスだから、染まりますよ」って。

村中（控訴人）：そういうふうにお答えしてるんですね。

A氏：そうですよ。（乙7・32頁）

⁴ A氏が、なぜ、インフルエンザワクチン及びB型肝炎ワクチンでは緑色に発色しないが、子宮頸がんワクチンでは緑色に発色するような結果をもたらすような希釈倍率の変更を行ったのかの理由は不明である。倍率を変更しない場合には3つのワクチンすべてで緑色の発色が見られたというのであり（原判決25頁）、なぜ、子宮頸がんワクチンについてのみ緑色が発色する結果（差別化）を得ようとしたのかは明らかでない。被控訴人は、子宮頸がんワクチン以外のワクチンとも比較対照してみてはどうかという趣旨の提案をしていた（原判決24頁）というのであり、A氏は、塩沢教授ないし被控訴人から何らかの指示を受け、あるいは「比較対照」という提案の真意を自ら解釈して、子宮頸がんワクチンとそれ以外のワクチンで異なる結果を生み出すような実験をしたのではないかと思われる。いずれせよ、希釈倍率の変更は、子宮頸がんワクチンの差別化という結果を出すために行われたものである。原判決は、この希釈倍率の変更について、「適切な倍率で血清を希釈して行った実験」（25頁）としているが、この倍率変更は、A氏ないし被控訴人の望む結果を導くためになされたものであり、「適切」ではなく、「恣意的」と評すべきものである。

フルエンザワクチン及びB型肝炎ワクチンを接種しても緑色に発色する画像があったことを知っていた。⁶ 被控訴人は、そのような画像があることを知りながら、子宮頸がんワクチンを接種した場合とその他の2つのワクチンを接種した場合で、結果が異なっていることを示すスライドを発表したものである。上述したように、これは希釈倍率を変えることによって得られた結果（子宮頸がんワクチンを差別化したもの）であったが、希釈倍率の変更が行われたことや、希釈倍率の変更が科学的に見て意味のあるものであることなどが説明された気配はない。単に「確定的な結論を得たかのような印象を与える発表」（原判決35頁）が行われたのである。

すなわち、被控訴人は、プログレスミーティングでのA氏の発表を聞き、また塩沢教授を経由して実験に関する資料を渡されていたことから、他のワクチンを接種した場合でも緑色に発色する画像が存在することを知りながら、敢えてそのような画像を無視して、緑色に発色したのは子宮頸がんワクチンを接種した場合だけであることを示す本件スライドを成果発表会で使用したのである。

⁵ A氏は研究員ではなく、どのような実験をするか、その結果をどのようにまとめるかについては、塩沢教授ないし被控訴人と相談したと思われる。

⁶ A氏は、控訴人の取材において、上述したとおり、「クローズド・ミーティングで表に出ないもんだったらば、プレゼンは、いいんじゃないですかと。その中に。」と述べているが、これに続いて、宮川教授が、「先ほど、他のワクチンを打ったマウスも緑色になってるやつも渡しつつ。」と問われると、「そうそう。渡して。うん。」と答え、他のワクチンを打って緑色になった画像を渡したことを明言している。なお、A氏がこの画像を渡した相手が直接には塩沢教授であったとしても、被控訴人は、A氏がプログレスミーティングで発表したA氏作成スライド（甲17㉔）に多少の変更を加えた本件スライド（甲5）を成果発表会で公表しているのであるから、A氏作成スライドが、塩沢教授を通じて、被控訴人に渡されていたことが明らかである（被控訴人と塩沢教授は同じ研究班であり、A氏の本件マウス実験は、「子宮頸がんワクチン以外のワクチンとも比較対照してはどうか」という被控訴人の提案に基づいて実施されたのであるから、A氏から本件マウス実験の資料を受領した塩沢教授は、これを被控訴人にも渡したと考えるのが常識に叶う。）。したがって、A氏作成スライド以外に、他のワクチンで緑色に発色した画像も、塩沢教授から被控訴人に渡されたと考えられる。

このように、本件スライドは、希釈倍率を変更したうえで行った実験結果の画像をまとめたものであるということとは言えても、そこで示されているような「インフルエンザワクチン及びB型肝炎ワクチンと子宮頸がんワクチンとでは、これを接種したときマウスの海馬に自己抗体が沈着するか否かについて、はっきりとした差異がある」ことを示すものではまったくない。

以上のとおり、被控訴人は、反対事実（他のワクチンを接種した場合でも緑色に発色する事例の存在）を知りながら、これについては全く触れず、あるいはそのような事例がどのように説明されるかを一切、明らかにしないまま、本件スライドが、科学的な結論を導くものであるかのように確定的に発表した。この結果、「本件マウス実験の結果が科学的に証明されたかのような情報として社会に広まってしまった」「本件マウス実験に関する誤った情報が社会に広がってしまった」ことは、信州大学が本調査で認定したとおりである。

このような被控訴人の発表について、控訴人は、「反対事実を無視しながら、敢えて、確定的なものとして成果発表会で発表した」として、「重大な捏造」と評したのである（なお、「重大な捏造」とした根拠としては、 $N = 1$ の実験では科学的な結論を導き得ないにもかかわらず、これを無視したことも挙げられる。）。

この批判が正確なものであったことは、既に述べたとおり、信州大学が、本調査の結果、「確定的な結論を得たかのような印象を与える発表」を成果発表会等で行ったことを原因として、被控訴人を学長嚴重注意処分に処し、最終的に被控訴人は教授を辞任せざるを得なかったことから明らかである。

4 原判決の誤り～本件摘示事実A

(1) 原判決は、本件記述③、⑦及び⑧は、「A氏が〔被控訴人〕に手渡した資料には、子宮頸がんワクチン以外のワクチンでも強く緑色に染まった画像が何枚もあったにもかかわらず、〔被控訴人〕は敢えて子宮頸がんワクチンでよく光っている写真と他のワクチンで光っていない写真が組み合わさったスライドだけを発表したという事実」(本件摘示事実A)を摘示するとともに、「その事実を前提として、そのような〔被控訴人〕の行為を重大なねつ造であるという〔控訴人〕■■■■の意見若しくは論評〔本件論評 a〕を表明するもの」とした(原判決36頁)。

そのうえで、本件摘示事実Aについては、真実性も相当性も認められないとした。

(2) ここには、いくつもの誤りがある。まず、本件論評 a が前提とした事実は、被控訴人が、子宮頸がんワクチン以外のワクチンでも緑色に染まった画像の存在を知っていた事実とともに、本件マウス実験が $N = 1$ で行われたものであり、その実験結果からは何らの科学的結論を導くことができないにもかかわらず、被控訴人が本件スライドを使用して本件マウス実験の結果を報告した事実も含まれる。

そして、本件マウス実験が $N = 1$ で行われたこと、また $N = 1$ の実験から科学的な結論を導くことができないことは、これまで述べてきたところから明らかである。

信州大学が、本調査の結果を踏まえて、被控訴人に対し、「科学的な証明に耐えうる数の $NF - \kappa B p 50$ 欠損マウスを用意し〔て〕・・・初めの段階からの検証実験の実施」(原判決35頁参照)を求めたことは、本件マウス実験が「科学的な証明」に耐ええないものであることを信州大学が公的に認定したことを示す何よりの証左である。

さらに信州大学が「確定的な結論を得たかのような印象を与える発表」をしたことを原因として被控訴人を学長嚴重注意処分に処し、こ

れを承けて被控訴人が医学部教授を辞任したことは、被控訴人の発表が大学教授の身分を失わせるほどの重大な問題を含むものであったことを明瞭に示している。

(3) 次に、本件摘示事実Aを検討する。

ここでは、A氏が行った平成27(2015)年12月28日のプロGRESSミーティングでの発表と被控訴人が行った平成28(2016)年3月16日の成果発表会での発表及びその間の動きを見る。

まず、プロGRESSミーティングでA氏は、A氏作成スライド(甲17③)を含む47枚のスライド(甲17)を示して説明を行った。しかし、A氏は、このミーティングで、子宮頸がんワクチンを接種した場合だけ緑色に発色したことを示すA氏作成スライドのみを使用したのではなく、他のワクチンを接種した場合にも緑色になることを示す画像を発表し、この画像は、被控訴人も見ている。

控訴人の取材に対して、A氏が述べたとおり、「元々このネズミって、脳とか神経変性が起きやすいネズミだから、例えばワクチン、子宮頸がんワクチンを打ったところだけがドラマチックに緑色になるっていうこともあるんだけど、ただ、元々なるから、他のマウスでも緑色に染まることありました」(原判決67頁)と、マウス実験で、他のマウス(他のワクチンを接種したマウス)でも緑色に発色したことは事実である(他のワクチンを接種したときでも緑色に発色した画像があることは原判決も認めている〔原判決25頁、41頁〕)。

また、控訴人が、「だけど、この、一番サーバリックスがきれいに染まっているデータを池田先生にお渡しした理由は何かあるんですか」との質問に対して、A氏は、「いや、だから、それだけじゃないですもん」と答え、これに続く、控訴人の「もっとこれが何枚もある」との質問に対しても、「もう、もう何枚もある」と答え、■■■■教授が、「で、そ

れ、これ、ピックアップ」と言うと、A氏は、「ピックアップしただけなんですよ」と述べている（原判決69頁）。このように、A氏は、子宮頸がんワクチン以外のワクチンで緑色に発色した画像を被控訴人に渡したことを明瞭に認めている。

この点、原判決は、A氏が渡したのは塩沢教授であったと解される発言をしていることなどを挙げて、A氏が塩沢教授と被控訴人との間のやり取りを知らなければ、被控訴人に本件スライド以外の画像が渡ったのかについては、A氏の推測に過ぎない等とする（原判決43頁）。

しかし、仮に、A氏が緑色に発色した画像を渡した直接の相手が塩沢教授であったとしても、被控訴人が池田班の研究代表者であり、塩沢教授は、その研究班の一員であったこと、本件マウス実験は、被控訴人が「子宮頸がんワクチン以外のワクチンとも比較対照してみてはどうか」という趣旨の提案をしたことに始まることなどに照らせば、塩沢教授がA氏から受け取った画像（子宮頸がんワクチン以外のワクチンとの比較対照結果を示す画像）を被控訴人に渡さないなどということは考えられない。現に、A氏が塩沢教授に「宅ふぁいる便」というファイル転送サービスで送った甲第17号証の資料に含まれるA氏作成スライドは、その後、成果発表会で被控訴人が使用した本件スライド（甲5）の基として利用されたのであり、塩沢教授が、A氏から受け取った資料を被控訴人に渡したことは明らかである。A氏もこのことを知っているために、控訴人の取材において、自分（A氏）が塩沢教授に渡した資料（他のワクチンで緑色に発色したことを示す画像を含む。）が、被控訴人に渡っていることを前提として発言したものである。A氏にとって、また、控訴人にとって、重要なことは、「他のワクチンで緑色に発色したことを示す画像」が被控訴人に渡っているかどうかであり、その間に、塩沢教授が入っているかどうかではない。したがって、A氏が、

「池田先生にお渡しした」理由を尋ねる控訴人の質問に対し、間に塩沢教授が入っていることに触れることなく、「いや、だから、それだけじゃないですもん」と答えることは、口頭でのやり取りとして何ら不思議ではない。すなわち、本件マウス実験の間に得られた「他のワクチンでも緑色に発色したことを示す画像」は、被控訴人に渡っているのである。

さらに、この点を措いたとしても、被控訴人が本件スライドを使用したことの是非は、被控訴人が本件スライドの示す事実（子宮頸がんワクチンを接種したときだけ緑色に発色する）と矛盾する事実（子宮頸がんワクチン以外のワクチンを接種したときにも緑色に発色する）を知っていたかどうかに係ることは明らかである。矛盾する事実の画像を現実に入手していなくとも、矛盾する事実を知っていれば、この事実に触れることなく、本件スライドを使用することは批判されるべきである。

この点、前掲脚註3で引用したとおり、プログレスミーティングで本件マウス実験をA氏が発表したとき、被控訴人は、子宮頸がんワクチン以外のワクチンを接種したときでも緑色に発色する画像を見て、その理由についてA氏に質問しているのであり、他のワクチン接種でも発色した事実を知っていたことは明らかである。

本件記述③、⑦及び⑧が摘示する事実は、子宮頸がんワクチン以外のワクチンを接種しても緑色に染まった画像が存在することを被控訴人が知っていたにもかかわらず、被控訴人が成果発表会で本件スライドを使用したことである。

そして、この摘示事実については、これが真実であることは、これまで述べてきたところから明らかである。被控訴人は、塩沢教授を介して、A氏から、子宮頸がんワクチン以外のワクチンを接種しても緑

色に発色した画像を受領していたし、たとえそうでなかったとしても、そのような画像をプログレスミーティングで見て、これが存在することを知っていた（これについてA氏に質問までしている。）。それにもかかわらず、被控訴人は、成果発表会でこれらの画像と矛盾する結果を示す本件スライドを使用し、発表したのであるから、これが強く批判されるべきことは明らかである。控訴人は、これを「重大な捏造」と呼んだが、この批判が正当であることは、上に述べてきたところから明らかである。

なお、この意見ないし論評が人身攻撃など、批判の域を超えるものでないことは、被控訴人の発表の孕む問題の重要性に照らせば、明らかである。

- （４）以上のとおり、本件摘示事実Aが真実であることは明白であるが、仮にこれが認められないとしても、控訴人は、本件マウス実験を実際に行ったA氏から直接に話を聞いている。

そのときA氏がどのような話をしているかは、録音されていたこともあり、その内容は明らかになっている。そして、A氏が、控訴人の取材を受けたのは、A氏の指導教官であった■■■■教授に相談したところ、本件マウス実験の実験方法について、正確な内容を説明した方がよいと示唆されたことから、控訴人の取材を受けることにしたためであるという経緯に照らしても、取材の際のA氏の発言が真実であることを疑う理由はない。現に、A氏は、本件雑誌記事の後ではあるが、「私といたしましては、先日御会いした際、御話をした内容が真実で、だいたい全てです」と述べ、取材時の発言が正確なものであることを確認している（記事執筆後に現れた事象であっても、当該事象を含む諸事情から、事実上の推定によって、記事の内容を真実と信じるについて相当の理由が存在したことを推認しうるとした最高裁平成9年

5月27日第三小法廷判決〔公刊物未登載。『最高裁判所判例解説 民事篇 平成9年度(中)』655頁〔近藤崇晴調査官解説〕に要旨が紹介されている〕参照)。

したがって、控訴人は、取材の際に聞いたA氏の話が真実を語っていると信ずるに足りる相当の理由を有していたのであり、本件摘示事実Aについて、少なくとも相当性は優に認められる。

- (5) 以上のとおりであり、本件摘示事実A及び本件論評aが前提とする事実については、真実であるか、少なくとも控訴人においてこれを真実と信じるについて相当の理由を有していた。

5 原判決の誤り～本件摘示事実B

- (1) 原判決は、本件記述④について、「〔被控訴人〕がチャンピオンデータ(仮説にとって都合の良いデータのことで議論を進めている事実」(本件摘示事実B)を摘示するとともに、その事実を前提として、「そのような〔被控訴人〕の行為を紛れもない捏造であるという〔控訴人〕[REDACTED]の意見若しくは論評」(本件論評b)を表明するものとした(原判決37頁)。

- (2) しかし、本件記述④が何を論じたものかについては、上記2で述べたとおりである。控訴人がここで述べているのは、「科学に求められるのは、結果を代表する意味をもつデータ」であるが、「〔チャンピオンデータには〕再現性も統計的意味もない」のであり、「チャンピオンデータは、科学ではなく宣伝」というべきものであるから、「チャンピオンデータで議論を進めるのは紛れもない捏造である」(いずれも、甲1・42頁4段)ということである。

本件記述④の直前には、「『グラフは何匹のマウスについての解析データなのでしょう』と質問すると、A氏は『1匹ですよ。この写真のマ

ウスのものです』と答える。同席してくれた研究者も呆れて『つまり…写真もグラフもチャンピオンデータってことですか？ N = 1 の』とこぼすと、A氏は『そうそうそう』と相槌を打った」と記載されている。

これに続く本件記述④が摘示する事実は、「本件マウス実験はN = 1で行われたものであり、これは再現性も統計的意味もなく、これを基に科学的な議論をすることはできない」という事実であり、この事実を前提として、控訴人は、「チャンピオンデータで議論を進めるのは紛れもない捏造である」との意見ないし論評を表明したのである。

(3) 本件記述④が摘示するこの事実が真実であることは、上記2で述べたところから明らかである。

原判決は、被控訴人が塩沢教授から受け取ったスライドは1枚しかなかったとして、被控訴人が自分の仮説に都合の良い本件スライドだけを公表して、チャンピオンデータで議論をしているという事実を認めることはできないとしたが(原判決46頁)、上に見たとおり、控訴人は、N = 1であり、科学的結論を導き得ない本件マウス実験に基づく「結論」を成果発表会等で公表したことを批判しているのであり、原判決の上記認定は的外れである。

6 原判決の誤り～本件摘示事実C

- (1) 原判決は、本件記述①、②、⑤、⑥及び⑩について、「〔池田班の〕研究代表者である〔被控訴人〕が、本件研究において、何らかの理由により研究結果のねつ造を行っていたという事実」(本件摘示事実C)を摘示するものであり、「ねつ造行為の内容とされているのは、本件摘示事実Aであると読むことができる」(原判決37～38頁)とした。
- (2) 本件記述①、②、⑤、⑥及び⑩は、それ自体では具体的な事実の摘示を看取することはできない。読者は、本件記事全体を読んで、「捏造」

の内容を理解することになるが、そこでの「捏造」の語が具体的事実を指すと理解されるのは本件記述③及び④であるから、結局において、本件記述①、②、⑤、⑥及び⑩にいう「捏造」が示すのも、これと同様と理解される。

そして、本件記述③及び④が摘示する事実が何であり、これらについては真実性の証明があり、少なくとも相当性が認められるとともに、「捏造」の語が意見ないし論評としての域を超えるものでないことは、上記4及び5で述べたとおりである。

なお、原判決は、「控訴人が、本件研究で何らかの理由で研究結果のねつ造を行っていたという事実」を本件摘示事実Cとして掲げるが、冒頭で述べたとおり、控訴人は、「存在しないデータ、研究結果等を作成すること」を「捏造」と批判したわけではない。控訴人は、本件スライドが本件マウス実験の過程で得られた画像をまとめたものであり、その意味で「存在しないデータ」でないことは認めている。控訴人が批判したのは、本件マウス実験がN=1のものであり、科学的結論を導くことができないにもかかわらず、被控訴人が科学的に意味のある実験であるかのように取り扱い、本件スライドと矛盾する事実（子宮頸がんワクチン以外のワクチンで緑色に発色した画像の存在）を知らながら、本件スライドだけを利用して公表したことである。これは、本件マウス実験（研究）が科学的に価値を認めることができないとして批判したものであり、研究結果そのものが存在しないのに存在したと批判したものではない。したがって、控訴人の批判を、「研究結果のねつ造」（存在しない研究結果の作成）と呼ぶことはできない。本件摘示事実Cは、控訴人の記事が述べる内容を正しく要約表示したものとはいえない。

7 原判決の誤り～本件摘示事実D

(1) 原判決は、本件記述⑨について、「本件マウス実験は、〔被控訴人〕が、『子宮頸がんワクチンを打ったマウスの脳に障害が起きた』という結論を導くために作り出した実験であり、〔被控訴人〕には『捏造の意図があった』との事実」(本件摘示事実D)を摘示するものとする(原判決38頁)。

(2) 既に述べたとおり、控訴人の「捏造」という批判は、本件マウス実験が $N=1$ であり、科学的結論を導き出せないにもかかわらず、その実験結果に基づく発表をしたこと、また、被控訴人が本件スライドと矛盾する事実を知りながら、敢えて本件スライドを利用して発表をしたことに向けられたものである。

信州大学の本調査でも認定されたとおり、本件マウス実験は、科学的な証明に耐え得ないものであり、そのことは大学教授の地位にあるほどの医師であれば、誰でもわかることである。それにもかかわらず、被控訴人は $N=1$ であることを明らかにしないまま、厚生労働省が開催した成果発表会で、本件マウス実験の結果を成果として発表した。これは、科学の名に値しないものを研究として公表したものであり、科学者あるいは医師としてやってはならないことである。実験を行ったA氏が認めるとおり、本件マウス実験は学会発表するような段階ではなかったものであり(原判決68頁参照)、被控訴人はそのようなものであること十分認識していたと思われるにもかかわらず、敢えて成果発表会で公表したのである。

これまで述べてきたとおり、控訴人は、本件マウス実験の科学的価値がほぼ零であるにもかかわらず、被控訴人がこれを利用して発表をしたことについて、「“捏造の意図”があったと結論付けざるを得ない」と述べたのであり、この批判は正当である。

原判決は、本件マウス実験のやり方が、医療機関で行われている通常の検査方法であること等を挙げて、本件摘示事実Dの重要な部分が真実であるとは認められないとした（原判決52頁）。

しかし、上述したとおり、控訴人は、 $N=1$ の本件マウス実験から科学的結論を導き得ないにもかかわらず、その実験結果に依拠して、「子宮頸がんワクチンを打ったマウスの脳に障害が起きた」と公表したことを批判し、そのような誤った公表を敢えて行ったのであれば、「“捏造の意図”があったと言わざるを得ない」としたのであり、実験のやり方そのものがおかしいと批判したものではない。原判決は、控訴人の批判の本質を見誤ったものである。

8 結語

(1) 以上のとおりであり、控訴人の執筆した本件記事でいう「捏造」とは、「存在しないデータ、研究結果等を作成すること」を指したのではなく、「科学的結論を導き出し得ない実験結果しかないにもかかわらず、あたかも重要な科学的な発見があったと公表すること」を指している。

そして、本件マウス実験について科学的結論を導き得ない理由として挙げられているのは、1つは、本件実験が $N=1$ であり、再現性も統計的意味もないためであること、もう1つは、被控訴人が本件スライドと矛盾する反対事実（他のワクチンでも緑色に発色した画像の存在）を知りながら、これを無視して本件スライドを利用した発表を行ったことである。

このどちらを取っても、被控訴人の発表は科学の名に値しないものであることが明らかであり、控訴人は、これを「捏造」と批判したのである。

- (2) ここまで見たところから明らかなように、原判決が挙げる本件摘示事実AないしD並びに本件論評a及びbが前提とする事実は、いずれも、真実であるか、少なくとも控訴人においてこれを真実と信じるについて相当の理由を有していた。
- (3) 本件記事について、公共性及び公益目的が認められることは、原判決が正しく認定しているとおりでである（原判決40～41頁）。
- (4) 本件記事における「捏造」の語は、成果発表会ないしテレビ番組での被控訴人の発言を批判したものであり、人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評としての域を超えるものではない。
- (5) したがって、本件記事は、民事不法行為である名誉毀損を構成しない。

第4 むすび

- 1 原審の敗訴判決について、被告株式会社ウェッジ及び被告■■■■は控訴をしていない。被告会社は、判決の命ずる謝罪広告を掲載し、各記述を削除している。また、損害金も支払ったものと思われる。控訴人が本件控訴で勝訴判決を得たとしても、謝罪広告は残り、各記述が雑誌等に復活する訳ではない。
- 2 一方、国民にHPVワクチンと接種後の副反応との間に、科学的因果関係があると誤信させた被控訴人は、信州大学の調査委員会が求めた、「本件マウス実験の結果が予備的な段階のものであることを適切な方法をもって明らかにすること、及び検証実験の実施と、その結果の公表」を今日に至るも行っていない。HPVワクチンと接種後の副反応との間に科学的な因果関係があるとする国民の誤解は、控訴人の記述が捏造であると認めた原判決により、解消されることはなかった。
- 3 控訴人は、多くの女性の命と健康が日々損なわれているという現実を

直視し、強い危機感にかられて本件記述をしたものである。被控訴人の発表を「捏造」と記述したことの重要な部分が真実であった、少なくとも真実と信ずるについて相当の理由があったと裁判において認められなければ、国民に被控訴人の発表が誤りであったことを認識させることが困難である。裁判官には、是非、形式的にではなく実質的に事の是非を審理し、何が真実かを明らかにしてほしいと願うものである。